

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和六年二月二十九日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、公表する。

令和六年三月十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 争議行為を行う者

別表に掲げる者

二 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部の争議行為に対抗する件

三 日時

令和六年三月二十一日十時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる争議行為を行う場所

五 概要

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為を行う。

別表

会社名	代表者氏名	所在地	争議行為を行う場所
株式会社アサヒ・エコキヤリー	横沢 稔明	東京都豊島区西池袋二丁目三十六番十一 一千一號	株式会社アサヒ・エコキヤリー和光事業所 埼玉県和光市新倉三一十五一四十一